平成２８年（フ）第２６９号
奈良県桜井市大字桜井233番地の２　501号
債務者　前田　賢一
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７７号
奈良県生駒市辻町601番地　セレーノＢ　108
債務者　吉嶋　雄一
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２７号
鳥取県米子市米原７丁目４番６号
債務者　髙橋　定夫
法定代理人成年後見人　髙橋　博子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３６号
鹿児島県南さつま市加世田小湊8578番地
債務者　福島　又男
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第３７号
鹿児島県南さつま市金峰町尾下2307番地
債務者　濵田　福美
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩川内市永利町1802番地２
債務者　北原　　勉
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市永利町1802番地２
債務者　北原由紀子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居2908番地４
債務者　泉　慎一郎
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居2908番地４
債務者　泉　　夕子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7262番地１
債務者　米澤　浩子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
青森県八戸市大字尻内町字鴨ケ池99番地３
上山荘12号
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
山梨県甲府市善光寺町3137番地３
債務者　鶴田　将也
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
三重県津市南丸之内13番15号
債務者　奥田　平八
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０１号
三重県津市高洲町24番９号　Ｇ・Ｒｅｔｒｅｖｅｒ101号
債務者　坂口　律子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５６号
三重県四日市市西松本町14番３号　マンションＴＯＫＩＷＡＧＩ－１Ｃ
債務者　後藤　浩之（旧姓岩口）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８０８号
京都市下京区五条通柳馬場東入塩竈町387番地１　双葉五条ビル　406号室
債務者　松村　和興
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８６２号
京都市伏見区石田大山町５番地２　市営住宅石田東団地３－403、前住所京都市伏見区桃山町大津町28番地　ドルチェハイム桃山305
債務者　秋山　大介
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係